

指定統計 工業調査票丙



Table with columns for various categories: 宗番(3), 規模, 産, 品(4), 業, 3, 4, 5, 9, 11.

Table for postal codes: 郵便局名および番号, 市区町村および番号, 通し番号.

1 本社または本店名, 2 本社または本店所在地, 3 資本金額または出資金額, 4 経営組織, 5 製造工場との関係.

Table for production and sales: 製造品販売額および加工賃収入額, 製造品名または加工品名, 割合(%).

Table for labor: 7 本社または本店の常用労働者数および常用労働者現金給与総額.

Table for materials: 8 製造品, 原材料および燃料の在庫額.

9 イ および 11 の合計, 昭和33年工業調査票丙を記入しましたか?

Table for assets: 9 有形固定資産の取得額, 除却額および減価償却額.

Table for subcontracting: 10 本社または本店が発注した委託生産品, 委託生産品の出荷額.

Table for manufacturing sites: 11 製造工場名簿.

12 7 イ および 11 の合計, 昭和33年工業調査票丙を記入しましたか?

3 この調査票は、二重提出して下さい。一連は都道府県に、他の一連は通商産業省に送付されます。

5 記入にあたっては、裏面の記入方法を必ず読んで下さい。一連は都道府県に、他の一連は通商産業省に送付されます。

通商産業省

## 工業統計調査について

工業統計調査は、わが国の製造業に関する基本的な資料を作成するため、明正4年にはじめて実施されて以来、その集計結果は、工業統計表（工場統計表）として広く各方面で利用されています。

- 調査の種類は、甲調査、乙調査および丙調査の3種類です。
- 1 甲調査は、従業員4人以上の専業所（製造、加工または修理を行っていない本社または本店を除く）を対象とするものです。
  - 2 乙調査は、従業員3人以下の専業所（製造、加工または修理を行っていない本社または本店を除く）を対象とするものです。
  - 3 丙調査は、専業所2以上を営営する企業の本社または本店を対象とするものです。

## 記入注意

### 一般事項

- 1 調査期間が、昭和33年1月1日から12月31日までとなっている事項については、昭和33年12月31日にもっとも近い帳簿締切日（金計年度の決算期日ではありません。）から、さかのぼって1年間（たとえば、毎月帳簿締切日が25日の場合は、昭和32年12月26日から昭和33年12月25日まで）の数字について記入しても差しつかえありません。
- 2 調査票には、青インキまたは黒インキを用いて楷書ではつきりと記入して下さい。カーボンペーパーまたはタイプライターによって記入しても差しつかえありません。
- 3 数字は、必ず1, 2, 3のようなアラビア数字を用いて下さい。
- 4 金額は、千円未満を四捨五入して記入して下さい。ただし、3 資本金額または出資金額の欄は、万円未満を切り捨て万円単位で記入して下さい。
- 5 該当事項のない欄には、必ず斜線を引いて下さい。
- 6 1 製造品販売額および加工賃収入額、10 委託生産品の出荷額および11 製造工場名簿の記入にあたっては、調査票の横に書きつくせないときは、補助紙を用いて下さい。この場合、調査票には、「補助紙につづく。」以下「記帳」などの字句を記入するとともに、補助紙には、必ず本社または本店の名称を付記して下さい。ただし、補助紙を用いた場合でも、計のあまるものについては、補助紙でなく、必ず調査票のきまつた欄に記入して下さい。
- 7 工券等が提出する調査票または乙に、この調査票の7項から10項までの事項について、本社または本店に関する事項が記入されている場合には、1 本社または本店名、2 本社または本店所在地、3 資本金額または出資金額、4 経営組織、5 製造工場との関係、6 主要業務、11 製造工場名簿および12の合計についてのみ記入して下さい。

### 調査事項の説明

- 1 本社または本店名、2 本社または本店所在地  
たとえば、株式会社日野工業所、岡本製業株式会社のように企業の名称を記入し、本社または本店所在地は、都道府県名以下番地まで記入して下さい。
- 3 資本金額または出資金額（会社に限る）  
昭和33年12月31日現在で、払込済の「資本の額」または「出資の額」を、万円未満を切り捨て万円単位で記入して下さい。
- 4 経営組織  
5 組合とは、法人格を付った組合をいいます。したがって、法人格を持たない匿名組合などは、6 個人として下さい。

### 主要業務

#### 1 製造品販売額および加工賃収入額

- (1) 製造品とは、この企業の所有に属する原材料によって製造された製品および原材料を他に支給して製造させたものをいい、転売品は含めません。
- (2) 加工とは、他の企業から支給された原材料によって製造し、あるいは、他の所有に属する製品、半製品に加工、処理を加え、これによって加工賃を受け取る場合に限ります。

#### 2 その他の営業収入額

その他の営業とは、製造加工以外の業務、たとえば、商業、水産業、運輸業、建設業等をいいます。

(注意) 6 1 製造品販売額および加工賃収入額と 2 ロその他の営業収入額の記入の方法について

- (1) たとえば、ある企業において、工業統計調査申告用商品分類（甲および丙用）の製造品および加工品分類表に掲げられている★印のついた品名による製造品販売額および加工賃収入額の内訳は、パルプ17億5,000万円、洋紙12億5,000万円、紙張10億万円、また、製造品販売額および加工賃収入額以外のその他の営業収入額が10億円となっている場合には、以上の合計額すなわち、50億円を100とするそれぞれの割合（%）を 1 製造品販売額および加工賃収入額の各欄およびロその他の営業収入額の欄に区別して記入して下さい。すなわち、1 製造品販売額および加工賃収入額の割合（%）の各欄には、1 パルプ 35%、2 洋紙 25%、3 紙張 20% と記入し、ロその他の営業収入額の割合（%）の欄には 25% と記入して下さい。
- (2) 2 製造品販売額および加工賃収入額の記入にあたっては、工業統計調査申告用商品分類（甲および丙用）の製造品および加工品分類表の★印のついた品名に該当するものがあるかどうかを確かめて下さい。該当するものが見当たらないときは品目（6桁番号の品名）あるいは例示を見て下さい。それでもなお該当するものが見当たらない場合は、該当するかどうか疑わしい場合には、取引上用いている商品名によって記入して下さい。なお、このような場合には、その製造品および加工品の性質、用途等に関する説明を備考欄に記入して下さい。

この場合、イの1パルプ、イの2洋紙、イの3紙張、およびロその他の営業収入額のそれぞれの割合の合計が100%となるのであって、1 製造品販売額および加工賃収入額の内訳となるパルプ、洋紙および紙張のそれぞれの割合の合計のみが100%とならないようにして下さい。

#### 7 本社または本店の常用労働者数および常用労働者現金給与総額

##### イ 常用労働者数

常用労働者数とは、長期勤労者等、この月においていかなる給与も決定されなかった者は、常用労働者に含めません。臨時または兼務的職務に従事する者をいいます。臨時とは、常用労働者のうち、技術的、管理的、専門的または書記的職務に従事する者をいいます。労働者とは、常用労働者のうち職員以外の者をいいます。たとえば、製造、加工、組立、修理の作業に従事する者およびこれらの補助的作業とみなされる検査、包装、運搬などの作業に従事する者を含みます。また、守衛、門衛、小使、給仕、掃除夫、請方なども労働者に含めて下さい。

会社または団体の役員であっても、普通一般の労働者に従事する職務を兼ねて、労働者と同じように給与を受けている者は、その従事する職務に従って、職員または労働者に含めて下さい。

職員と労働者の職務を兼ねている者は、その勤務した時間の長短に従って職員または労働者のいずれかに含めて下さい。

##### ロ 常用労働者現金給与総額

常用労働者現金給与総額とは、所得税、保険料、組合費、購入代金などを差し引いた、期のいわゆる純額の金額を記入して下さい。

常用労働者に対して、きまつて支給する給与とは、労働契約、団体協約あるいは就業所の給与規則によって、あらかじめ定められている給与条件、算定方法によって算定された基本給（月給、日給、時間給等）および諸手当（家族手当、年功給、勤続給、地域給、能率給、補助手当、職務手当、特殊作業手当、超過勤務手当、物価手当、有給休暇手当、休業手当等）を含みます。これらについては、実際に支払われた金額および支払うべき金額（昭和33年1年間分）として算定された金額を記入して下さい。

特別に支払われた給与とは、一時的、突発的理由に基き、きまつて支給する給与のほかに支払われる突発資金、越年資金、期末賞与、結婚手当等をいいます。これらについては、昭和33年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

その他の給与とは、常用労働者に対する以上の給与以外のすべての現金給与（退職金、解雇予告手当等）を含みます。これらについては、昭和33年1年間に実際に支払われた金額によって記入して下さい。

#### 8 製造品、原材料および燃料の在庫額

- (1) 本社または本店勘定に属する製造品（副産物を含む）、原材料および燃料の在庫額のうち、昭和33年工業調査票甲に含められているものについては記入しないで下さい。金額は、帳簿価額によって記入して下さい。帳簿価額より難いときは、年初および年末の見積り価額によって下さい。
- (2) 下請加工のために、他から支給された原材料または下請加工した製造品を

本社・本店の倉庫などに保管している場合には、在庫に含めなして下さい。

#### 9 有形固定資産の取得額、除却額および減価償却額

本社または本店勘定に属する有形固定資産のうち、昭和33年工業調査票甲に含められているものについては記入しないで下さい。

##### (1) 取得額

- (1) 購入または同一企業に属する他の事業所からの移入、あるいは建設仮勘定からの撥付は、その資産の取得の際の帳簿価額あるいは投資の際の評価額を、その資産が新規のものか中古のものかによって区分して記入して下さい。ただし、外国から直接に輸入したもの（貿易業者等を通じて輸入したものを含む）は、中古のものでも新規のものとして記入して下さい。
- (2) 建設、自家製作または移転仮勘定からの撥付は、その資産の取得の際の帳簿価額を該当年に記入して下さい。
- (3) 増設、改造、増設等によって既存の資産が増加した場合は、その増加額を該当年に記入して下さい。
- (4) 資産再評価による固定資産の帳簿価額の増加は記入しないで下さい。
- (5) 帳簿価額により難いときは、購入価額によって下さい。

##### (2) 除却額

- (1) 撤去、売却、同一企業に属する他の事業所への引渡または滅失によつて、その資産が帳簿から除却された場合は、その除却の際の帳簿価額または取得額から経費償却額の累計額を差し引いた現在評価額を、また、災害等による部分的損失に伴いその資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入して下さい。
- (2) 帳簿価額により難いときは、見積額額によって下さい。

##### (3) 減価償却額

昭和33年1年間に、本社または本店の所有に属する有形固定資産の減価償却額として計上された金額、すなわち、直接法による場合には、有形固定資産勘定より控除した金額を、また、間接法による場合には、経費償却引当金に加えられた金額を記入して下さい。

#### イ 建物および構築物

- (1) 建物とは、新設工場、事務所のほか、社宅その他の経営付属物（構外のものを含む）ならびにエレベーター、暖房、照明、通風等の付属設備を含めて下さい。
- (2) 構築物には、ドック、橋、岸壁、さん橋、幹道、貯水塔、煙突、その他土地に定着する土木設備または工作物または基礎、社宅等々の整地（減価償却の対象となるものに限る）を含めて下さい。構外のものも含めて下さい。

#### ロ 機械および装置

- (1) 原動機類、製造加工用の機械および装置などのほか、コンペーヤ、ホイスト、起重機（建物に付属するものを除く）等の添付設備、その他の付属設備を含めて下さい。
- (2) 熔鉱炉、煉瓦窯、分銅塔等、物に物理的または化学的変化を加える固定設備を含めて下さい。

#### ハ 船舶、車両、運搬具および耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

- (1) 船舶および水上運搬具ならびに鉄道車両、自動車、その他海上運搬具（牽引用器具および牛を含む）を含めて下さい。
- (2) 専務用器具、什器、備品等は、耐用年数1年以上で1万円以上のものを記入して下さい。

#### ニ 土地

土地には、工場および事務所の敷地のほか、社宅用地、運動場、赛区等の経営付属用の土地（構外のものも含む）を含めて下さい。

#### 10 本社または本店が発注した委託生産品

- (1) 委託生産とは、原材料を他の企業の工場などに支給して販売用の製品や部分品の製造を委託し、あるいは、この企業の製造工場の中間製品などに対する加工、処理などの仕事を他の企業の工場などに委託する場合をいいます。原材料を支給しないで、他に製造させる、いわゆる注文生産の場合は含めません。
- (2) 本社または本店が発注した委託生産品でも昭和33年工業調査票甲に含められているものについては、ここに記入しないで下さい。

#### 11 製造工場名簿

- (1) この企業の経営する製造工場ごとに該当欄に記入して下さい。
- (2) 常用労働者数の記入にあたっては、7の常用労働者の範囲に従って下さい。